

# 令和6年度下松市危険空き家除却促進事業補助金について

老朽化などにより倒壊や建築材の落下のおそれがある空き家の除却（解体）を促進し、市民の安全安心な暮らしを守ることを目的として、除却費用の一部を補助する制度です。

※空き家の倒壊等により周辺に損害を与えた場合、民法第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）の規定に基づき、賠償責任を負う可能性があります。

受付期間	令和6年5月7日（火）から令和6年10月31日（木）まで。 ※先着順に受付・現地調査等を行います。（補助戸数：10戸程度。）
対象となる 空き家	・ <b>危険空き家</b> であること。（建築物の不良度の測定基準表及び周辺への危険度判定基準表で判定します。） ・下松市内にある一戸建てまたは長屋建てで、個人が所有するもの。 ・木造、軽量鉄骨造で延床面積の1/2以上が居住用のもの。
対象者 （申請者）	・下松市税等の滞納がなく、暴力団員等でない人。 ・危険空き家の所有者または相続人。 ・危険空き家の存在する土地の所有者または相続人で、危険空き家の所有者等の同意を得た人。 ※所有者等が複数いる場合は、全員の同意を得て申請してください。
対象工事	・市内に本店、支店、営業所等を有する解体工事業者が、空き家を解体し、敷地を更地にする工事。
補助金額	・対象経費または国の標準建設費の少ない額の1/3、 <b>上限50万円</b> 。 ※空き家の解体費用が対象。倉庫や塀の解体、家財道具の処分、草木の伐採や地下埋設物（浄化槽等）の撤去費用等は対象となりません。
その他	・空き家を除却することにより、固定資産税が高くなる場合があります。 ・その他の条件については、下記問い合わせ先へご確認ください。 ・手続きの流れは、裏面をご覧ください。

## 【問い合わせ先】

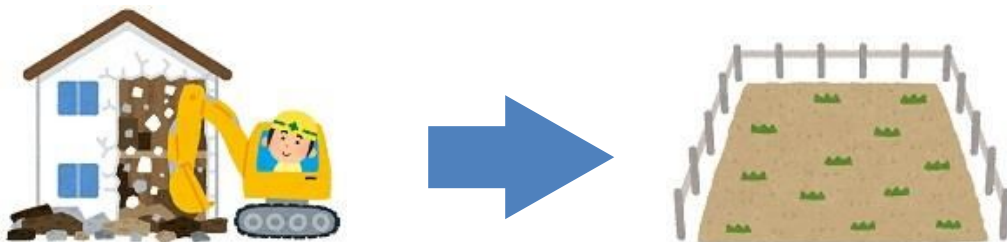
〒744-8585 山口県下松市大手町 3-3-3

下松市建設部住宅建築課住宅係（市役所2階①番窓口）

TEL：0833-45-1851 FAX：0833-45-1830



# 危険空き家除却促進事業補助金 手続きの流れ



申：申請者が行うもの 市：市が行うもの

## 事前調査の申請

申：「**事前調査申請書**」と関係書類を10月31日(木)までに提出。  
市：現地調査を実施し、「事前調査結果通知書」で補助対象の可否を通知。  
※調査は建築士の資格を保有する職員が実施。



## 交付申請

申：「**交付申請書**」と関係書類を12月6日(金)までに提出。  
市：書類等の審査を行い、対象となる場合は「交付決定通知書」、対象外の場合は「不交付決定通知書」を送付。



## 工事着手

申：**交付決定後**に、工事請負契約を締結(工事発注)し、工事に着手。  
※決定前の着手は補助対象外。  
※申請内容を変更する場合は「変更計画書」、申請を取り下げる場合は「申請取下書」を提出。



## 完了報告書の提出

申：工事完了後30日以内に「**完了報告書**」に関係書類を添えて提出。  
市：書類審査を行い、問題がなければ「交付確定通知書」を送付。  
※完了報告書は工事後30日以内か2月末のいずれか早い日が期限。



## 請求書の提出

申：「交付確定通知書」に記載の請求期限までに「**補助金請求書**」を提出。  
市：「補助金請求書」提出後15日以内に指定口座へ補助金を支払い。